条例公布第１号

宇和島地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡原文彰

宇和島地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

（宇和島地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

宇和島地区広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附　則 （経過措置） 第３条　（略） ２・３　（略） ４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例で準用する旧市条例第２条第２号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の懲役　又は100万円以下の罰金に処する。 （１）・（２）　（略） ５　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例で準用する旧市条例第２条第２号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で	附　則 （経過措置） 第３条　（略） ２・３　（略） ４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例で準用する旧市条例第２条第２号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 （１）・（２）　（略） ５　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例で準用する旧市条例第２条第２号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で

提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役　又は50万円以下の罰金に処する。 ６～９　（略）	提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する ６～９　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。